和水町米経営者次期作支援金公募要領

第１　趣旨

新型コロナウィルス感染症の影響による、外食需要の減少と学校の休校等により、米の在庫が積み上がり、米価が下落していることに鑑み、主食用米を生産し、販売している農業経営者に対し、次期作に向けた生産意欲の向上と経営安定を目的とする。

第２　対象者

支援金の交付対象となる者は、和水町に住所を有する専業農家若しくは兼業農家（第1種兼業農家）又は和水町に事務所を置く法人若しくは地域営農組織等の任意団体で次の要件をすべて満たすものとする。ただし、地域営農組織等の任意団体については、（２）及び（３）の要件を除くものとする。

（１）　令和3年産の主食用米を販売しており、令和4年産主食用米を30アール以上販売目的で作付けしていること。

（２）　収入保険等セーフティーネットへの加入又は加入の検討を行うこと。

（３）　町税等に滞納がないこと

　　※第1種兼業農家とは、農業収入(令和3年分)が農業以外の収入(同年分)を上回っている農業経営者をいう。

第３　事業の内容

　事業の内容は、次に掲げる取組について、2項目以上の取組を行うこととする。詳細については別紙を参照。

　（１）　衛生管理の取組

　（２）　生産性・品質向上等の取組

　（３）　消費者ニーズに対応した安全な農産物提供の取組

　（４）　生産・流通コスト低減の取組

　（５）　環境に優しい農業の取組

　（６）　耕作放棄地対策の取組

　（７）　鳥獣被害防止の取組

　（８）　農畜産物ブランド化の取組

　（９）　農作業安全の取組

第４　支援額

作付面積１０アール当たり1万円。　上限額は、20万円とする。

第５　支援金の対象面積

支援金の対象となる面積は、営農計画書の作付面積を用いて算出する。この場合において、単位はアールとし、小数点第２位以下は切り捨てる。

（例）4,321㎡　➡　43.2a

第6　申請書類の作成等

支援金の交付を受けようとする対象者は、和水町米経営者次期作支援金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる資料を添えて第7の（２）へ提出することとする。

　（１）　取組計画書（様式第２号）

　（２）　令和４年度営農計画書

　（３）　令和３年産主食用米を販売したことが分かる書類

　（４）　令和３年分の確定申告書（収支決算書又は収支内訳書）又は住民税申告書（収支内訳書）

（５）　町納税状況確認同意書

　（６）　その他町長が必要と認める書類

第7　申請書等の提出期限

（１）提出期限　令和4年９月30日（金）　17時まで（必着）

　（２）提出先・問い合わせ先

　　　〒861-0992　熊本県玉名郡和水町板楠70番地

　　　和水町役場　三加和総合支所　農林振興課　農業振興係

　　　電話0968-34-3111

　　　附　則

　この要領は、令和4年6月10日から施行する。